

健康管理手帳交付申請書（様式第7号）

1 どんなときに

がんその他重度の健康障害が生じるおそれのある業務に従事していた者が、離職後も国の費用で健康診断を受けようとするとき。

健康管理手帳を交付されると、離職後も定められた健康診断項目について、指定医療機関により年2回（じん肺健康管理手帳の場合は、年1回）無料で健康診断を受けることができます。

2 根拠法令

労働安全衛生法第67条第1項、安衛令第23条、安衛則第53条

3 申請者

別紙の業務に従事し、要件に該当する労働者（であったもの）

4 申請期限、申請先

定めはありませんが、離職後速やかに、在職中は事業場を管轄する都道府県労働局長に、離職後は住居地を管轄する都道府県労働局長に申請

5 添付書類

① 共通添付書類

添付書類	石綿以外	石綿
従事歴申告書 (労働者記載用)	様式第1号	様式第1号
従事歴証明書 (事業主記載用)	様式第2号	様式第3号
従事歴申立書 (本人記載用)	様式第4号	様式第5号
従事歴証明書 (同僚記載用)	様式第6号	様式第7号

② 上記ほかに、ベリリウム製造等業務又は石綿の製造等業務（両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があることに該当することにより申請しようとする場合は、胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真（注）事業主による従事歴証明書が得られなかった場合は、従事歴申立書（本人記載用）及び従事歴証明書（同僚記載用）を添付します。

6 記載上のポイント

事業者証明書、本人申立書、同僚証明書については、証明する期間において勤務した事業場及び業務ごとに記載します。

健康管理手帳の交付対象業務及び要件

業務	要件
1. ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 2. ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 3. ジアニシジン及びその塩（これらのものをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
4. 粉じん作業（じん肺法第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。
5. クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
6. 無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3%を超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により精錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
7. コークス又製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
8. ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
9. ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有する物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。）	両肺野にベリリウムによる慢性的結節性陰影があること。
10. ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務（太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。）	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
11. 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル（塩化ビニルの共重合体を含む。）の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
12. 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿等の粉じんを発生する場所における業務（石綿等を製造し、又は取り扱う業務に限る。）	次のいずれかに該当すること (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 (2) 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していること。 (3) (2)の作業以外の石綿等を取り扱う業務に10年以上従事した経験を有していること。 (4) (2)、(3)号に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。
13. 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿等の粉じんを発生する場所における業務（石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。）	両肺野に石綿による不整形陰影があり又は石綿による胸膜肥厚があること